

7

自動車

(1) 駐車禁止除外指定車標章

歩行困難な身体障害者の方が現在使用中の車両について、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、道路標識等により駐車を禁止した場所又は時間制限駐車区間（パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所）の駐車禁止規制の対象から除外されます。

1. 障害者本人に対して交付されます。福祉タクシー等に乗車する場合にも使用することができます。
2. 除外標章は障害者の申請により、申請内容を審査のうえ交付されます。
3. 交付対象の範囲は下記の表のとおり

※駐車禁止除外指定車標章を掲出しても駐車できない場所があります。

障害の区分	障害の級別
精神障害者	1 級

窓 □

寝屋川警察署交通規制係

TEL 823-1234

FAX 820-4626

(2) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

障害者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度です。

対象区画

対象となる区画は、「大阪府障害者等用駐車区画利用証制度」の対象区画であることを示す案内標示がある駐車区画です。

なお、本制度の対象区画は次ページの2種類です。

種類	車いす使用者用駐車区画	ゆずりあい駐車区画
内容	自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるよう、一般の駐車スペースより幅の広い(3.5メートル以上)スペース	移動の負担を少なくするため、施設の出入り口付近に設置された通常幅の駐車スペース
区画に表示するマーク		

利用証の申請手続き

1. 申請書に必要事項を記入し、必要な書類の写しを添付して、下記申請窓口へ郵送してください。
2. 利用証を郵送するための、返信用の140円切手を同封してください。(切手以外不可)
3. 更新申請時には、現在お持ちの利用証を併せてご返却ください。
4. 申請書は障害福祉課窓口でお配りしているほか、大阪府ホームページからもダウンロードできます。



窓 口

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

TEL : 06-6944-2362

FAX : 06-6942-7215

申請書ダウンロード先(大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度ホームページ)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/index.html>

交付対象者及び有効期間

区分	交付要件	申請に必要な書類	有効期間
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」であること	精神障害者保健福祉手帳	5年間

※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、申請書の記載事項をご確認ください。